

会員通知 第10号
平成26年3月25日

会員代表者各位

証券会員制法人 札幌証券取引所
理事長 小池善明

会員に対する要請の実施要件の見直しに伴う「審査規程」の一部改正について

本所は、「審査規程」の一部改正を行い、平成26年4月1日から施行します。

今回の改正は、会員の審査の結果、法令等違反が発生することとなるおそれがあるとは認められないものの、業務又は財産の状況が適当でないと認められる場合についても、当該状況の改善を促すことを目的として、当該会員に対して要請を行うこととするよう、要請の実施要件を見直すこととするものです。

改正の概要は、以下のとおりです。

I. 改正概要

- ・ 会員の業務又は財産の状況が、本所の目的及び組織にかんがみて適当でない又は適当でないこととなるおそれのある状態であると認める場合には、当該会員に対し、改善措置を要請することとします。

II. 施行日

平成26年4月1日から施行します。

以上

審査規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(目的)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>2 前項の審査は、会員の法令若しくは法令に基づく行政官庁の処分若しくは本所の定款、業務規程、受託契約準則その他諸規則若しくはこれらに基づく処分又は信義則（以下「法令等」という。）の遵守の状況及び<u>業務</u>又は財産の状況を調査し、当該調査の結果に基づき必要な措置を講じ、もって会員の信用と協力を確保し、公益及び投資者の保護に資することを目的とする。</p> <p>(要請等)</p> <p>第10条の2 本所は、審査の結果、会員の業務又は財産の状況が、<u>本所の目的及び組織にかんがみて適当でない又は適当でないこととなるおそれのある状態であると認める場合には</u>、定款による勧告を行うときを除き、当該会員に対し、当該状態を改善するための<u>所要の措置を講ずる</u>ことを要請することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成26年4月1日から施行する。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>2 前項の審査は、会員の法令若しくは法令に基づく行政官庁の処分若しくは本所の定款、業務規程、受託契約準則その他諸規則若しくはこれらに基づく処分又は信義則（以下「法令等」という。）の遵守の状況及び<u>営業</u>又は財産の状況を調査し、当該調査の結果に基づき必要な措置を講じ、もって会員の信用と協力を確保し、公益及び投資者の保護に資することを目的とする。</p> <p>(要請等)</p> <p>第10条の2 本所は、審査の結果、会員の業務又は財産の状況が、<u>法令等に違反する行為が発生するおそれのある状態であると認める場合には</u>、定款による勧告を行うときを除き、当該会員に対し、当該状態を改善するための<u>所要の措置を講じ</u>ることを要請することができる。</p> <p>2 (略)</p>